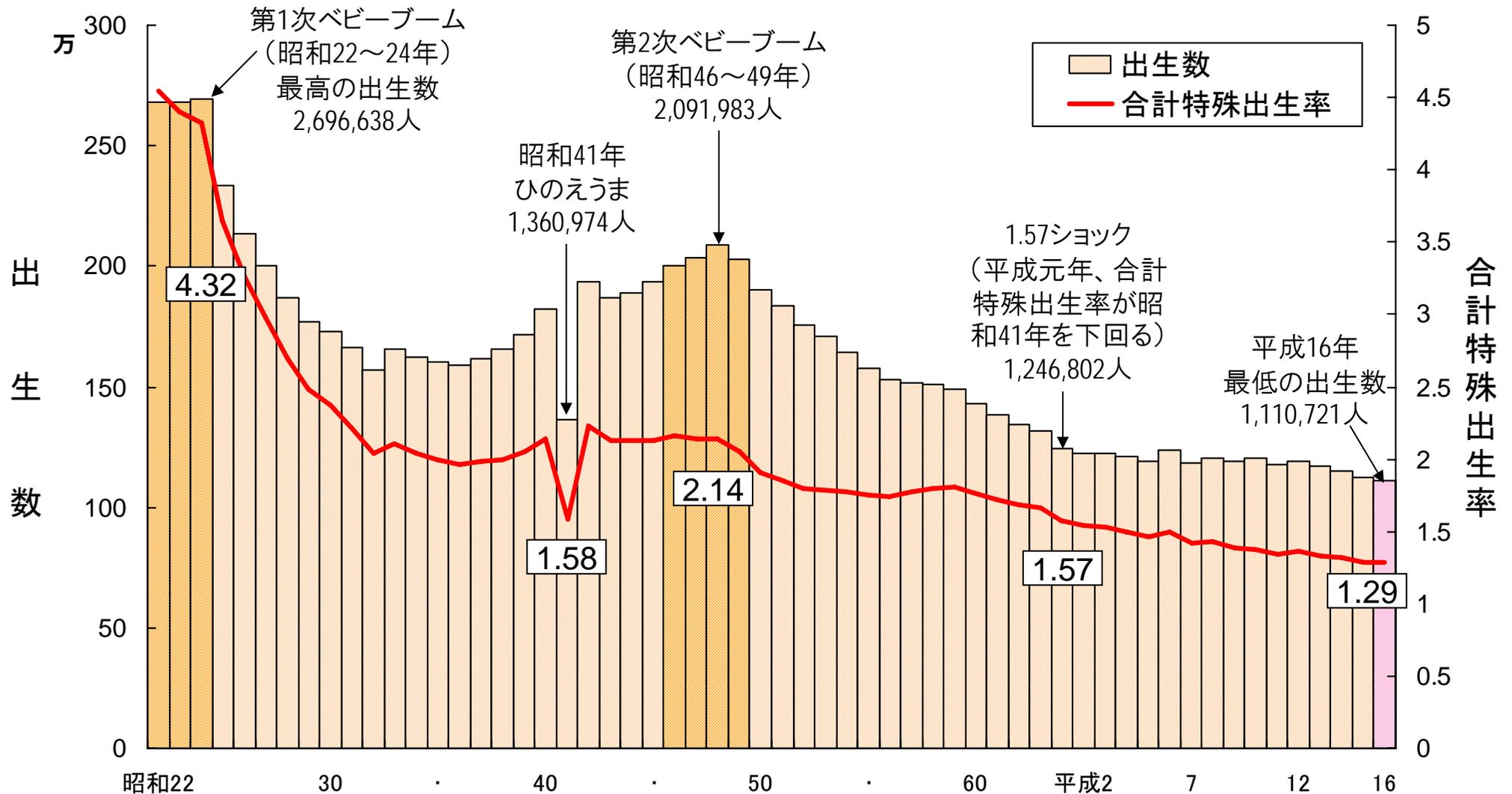


厚生労働省における 子育て支援の取組について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

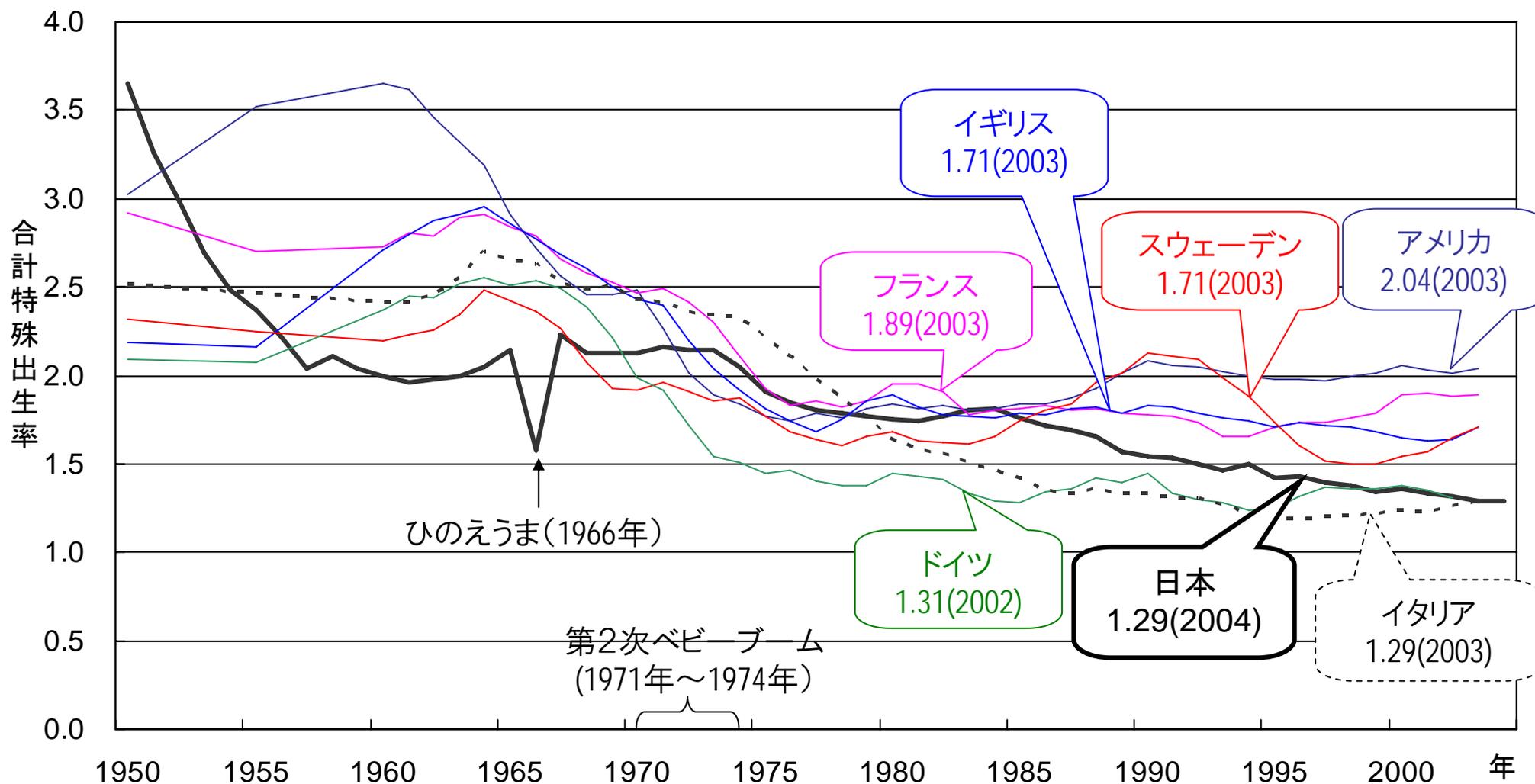
少子化の現状

○ 現在我が国においては急速に少子化が進行。平成16年の合計特殊出生率は、過去最低の水準を更新した平成15年と同率の1.29となる。



主要先進国の合計特殊出生率の推移

- 出生率の低下は主要先進国共通の事象だが、他の国と比較して、我が国においては、
 ① 国際的にみても最も低い水準であり、② 低下の一途をたどっている、ことが特徴。



資料：Council of Europe : Recent demographic developments in Europe 2004, US Department of Health and Human Services : National Vital Statistics Reports Vol53 Num9, 厚生労働省 : 人口動態統計 等から作成。(なお、1960年前は UN : Demographic yearbookによる。1991年前のドイツのデータは西ドイツのもの。)

これまでの少子化対策

○ 平成7年度からエンゼルプラン、平成12年度から新エンゼルプランに基づき、保育関係事業を中心に具体的な目標を掲げて、計画的な整備に取り組む。

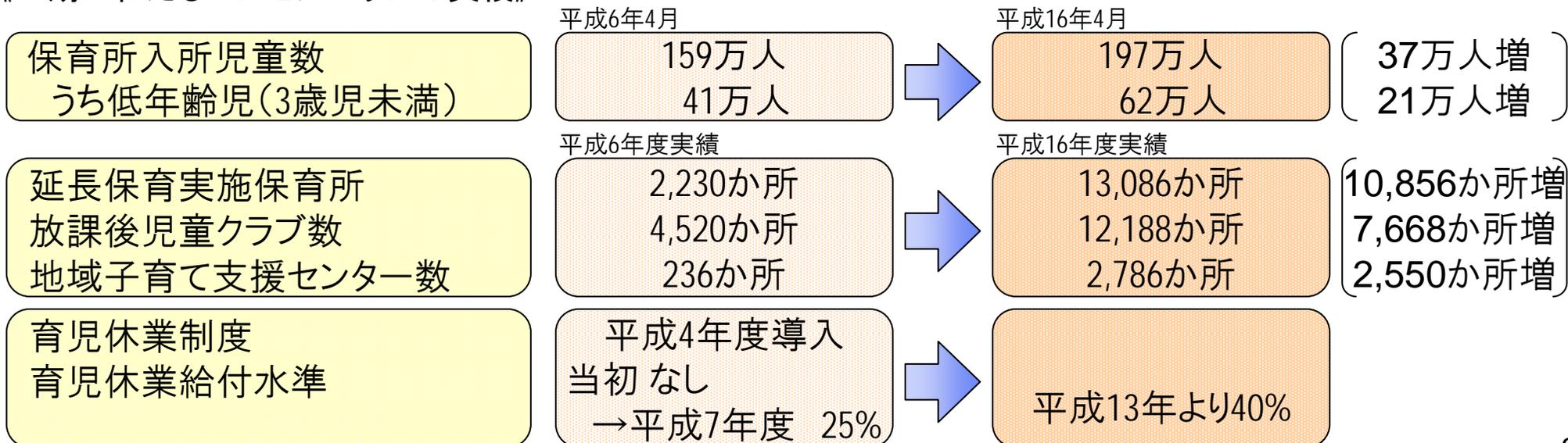
○ エンゼルプラン(平成7年度～11年度)

- ・文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により平成6年12月に策定
- ・同時にエンゼルプランの施策の具体化の一環として、大蔵、厚生、自治の3大臣合意により、各種保育事業についての具体的な数値目標を定めた「緊急保育対策等5か年事業」を策定

○ 新エンゼルプラン(平成12年度～16年度)

- ・「少子化対策推進基本方針」(関係閣僚会議決定)に基づく重点施策の具体的実施計画として、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意により平成11年12月に策定
- ・保育所受入れ児童数については、平成14年度から「待機児童ゼロ作戦」により上積みして拡大

《二期にわたるエンゼルプランの実績》



出生率低下の社会的背景

○ これまで様々な角度から対策を進めてきたものの、様々な社会の変化に対して、対策が十分に追いついておらず、出生率が依然低下傾向。

①働き方の見直しに関する取組が進んでいない

- 子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しており、子どもと向き合う時間が奪われている。
- 男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準であり、その負担は女性に集中。
- このような「職場の雰囲気」から育児休業制度も十分に活用されていない。

②子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていない

- 二期にわたるエンゼルプラン、平成14年度からの「待機児童ゼロ作戦」で保育サービスの拡充を図るものの、保育ニーズの増加により、待機児童はまだ多数存在。
- 地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増大。

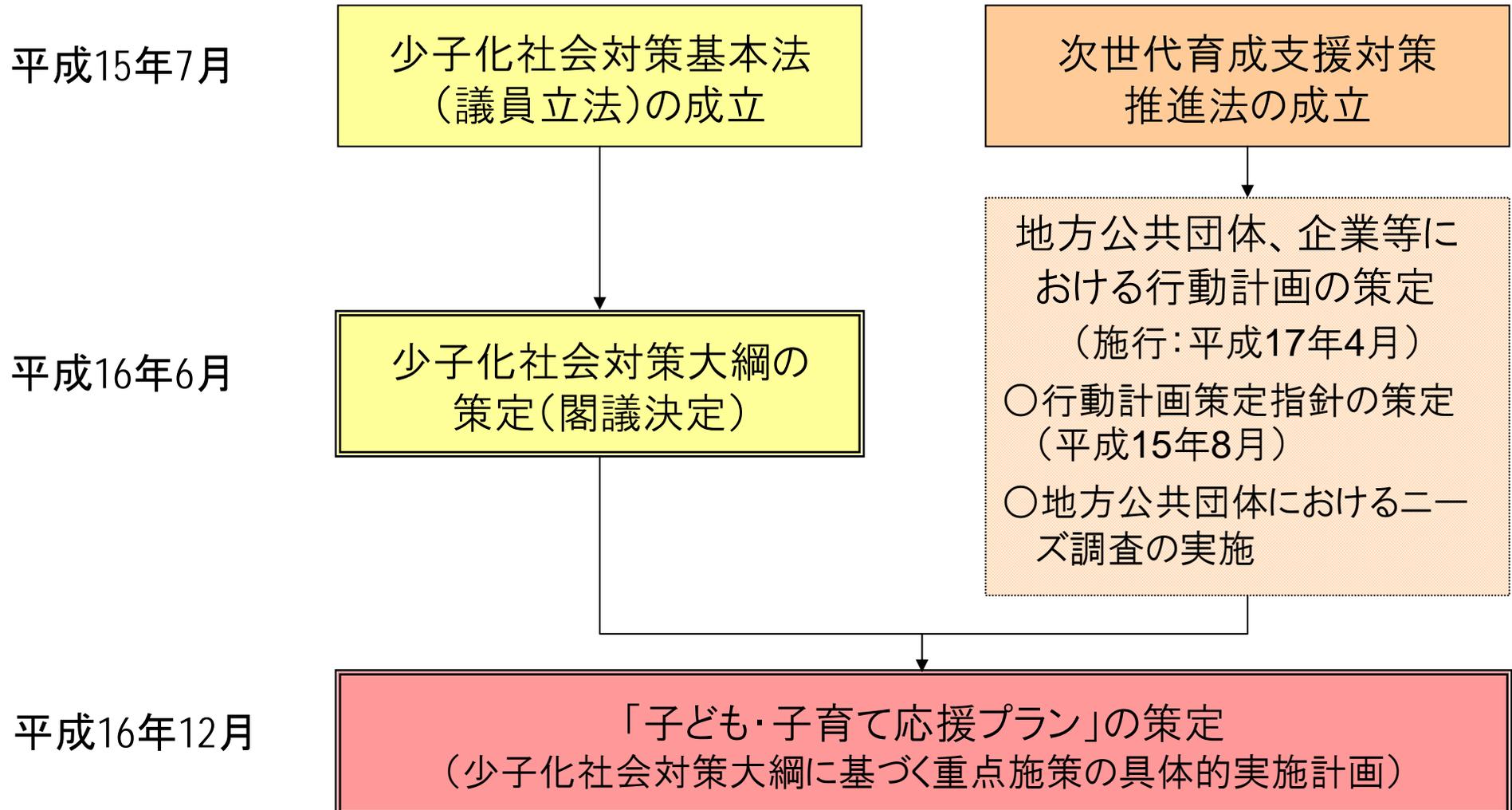
③若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況

- 若年者の失業率は厳しい状況が続いており、特に24歳以下は、近年急速に上昇。
- 雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい。

国民が、子どもを生き育てやすい環境整備が進んだという実感をもつことができていない

次世代育成支援対策の推進

- 昨年成立した「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」によって、各種の施策を総合的に推進する枠組みが整備。



少子化社会対策大綱

- 少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として少子化社会対策大綱を策定。
- 大綱の重点施策の具体的実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を平成16年12月に策定。

3つの視点

I 自立への希望と力

若者の自立が難しくなっている状況を変えていく

II 不安と障壁の除去

子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていく

III 子育ての新たな支え合いと連帯

— 家族のきずなと

地域のきずな—

生命を次代に伝えはぐくんでいくことや家庭を築くことの大切さの理解を求めていく。子育て・親育て支援社会をつくり、地域や社会全体で変えていく。

4つの重点課題

I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

- ・就業困難を解消するための取組、豊かな体験活動の機会の提供

II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

- ・企業の行動計画策定・目標達成の取組
- ・勤務時間の短縮等の措置、再就職支援

III 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

- ・生命の尊さを実感し、社会とのかかわりなどを大切にすることへの理解を深める

IV 子育ての新たな支え合いと連帯

- ・子育て支援施策の効果的な実施、身近な地域でのきめ細かな子育て支援の取組、児童虐待など特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援
- ・妊娠、出産、子どもの育ちにかかわる保健医療

重点課題に取り組みするための28の具体的行動

「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

若者の自立 とたくましい 子どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成)
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭 の両立支援 と働き方の見直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得[育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、 家庭の役割 等についての 理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての 新たな支え合い と連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 児童虐待防止ネットワークの設置(全市町村)
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

地方公共団体、企業の行動計画策定

○市町村行動計画、都道府県行動計画

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

※可能な限り具体的な目標を設定

※各年度において実施状況を把握、点検し、実施状況を公表

○一般事業主行動計画

- 1 子育てを行う労働者等職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
- 2 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 3 地域における子育て支援等

※次世代育成支援対策推進法の基準に適合する一般事業主の認定申請を念頭に置き、計画策定、実施を行うことが望ましい

行動計画の策定状況

都道府県及び市町村(地域)行動計画 (平成17年10月1日現在)

○都道府県 策定済み 46 道府県 未策定 1 県

〔未策定都県〕 富山県(平成17年12月末策定予定)

○市町村 策定済み 2,227 市区町村 未策定 12 市区町村

〔未策定市町村数〕

都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数	都道府県名	市町村数
北海道	0	東京都	2	滋賀県	0	香川県	1
青森県	0	神奈川県	0	京都府	0	愛媛県	0
岩手県	0	新潟県	0	大阪府	0	高知県	2
宮城県	0	富山県	1	兵庫県	0	福岡県	1
秋田県	0	石川県	0	奈良県	0	佐賀県	0
山形県	1	福井県	0	和歌山県	0	長崎県	0
福島県	0	山梨県	0	鳥取県	4	熊本県	0
茨城県	0	長野県	0	島根県	0	大分県	0
栃木県	0	岐阜県	0	岡山県	0	宮崎県	0
群馬県	0	静岡県	0	広島県	0	鹿児島県	0
埼玉県	0	愛知県	0	山口県	0	沖縄県	0
千葉県	0	三重県	0	徳島県	0	合計	12

一般事業主行動計画 (平成17年9月末日現在)

○全国の「一般事業主行動計画策定届」提出状況 提出企業数 11,653社

(うち従業員301人以上企業数 10,507社、従業員300人未満企業数 1,146社)

○全国の301人以上企業(12,450社)の届出率 84.4%

都道府県名	届出率	都道府県名	届出率	都道府県名	届出率	都道府県名	届出率
北海道	94.3%	東京都	67.3%	滋賀県	93.5%	香川県	100.0%
青森県	98.9%	神奈川県	86.3%	京都府	88.9%	愛媛県	96.7%
岩手県	100.0%	新潟県	99.0%	大阪府	89.7%	高知県	97.6%
宮城県	100.0%	富山県	99.0%	兵庫県	96.8%	福岡県	88.4%
秋田県	97.4%	石川県	100.0%	奈良県	95.8%	佐賀県	100.0%
山形県	98.8%	福井県	89.8%	和歌山県	100.0%	長崎県	100.0%
福島県	100.0%	山梨県	97.8%	鳥取県	94.9%	熊本県	88.5%
茨城県	99.4%	長野県	97.8%	島根県	92.9%	大分県	96.6%
栃木県	99.1%	岐阜県	100.0%	岡山県	87.3%	宮崎県	88.5%
群馬県	99.2%	静岡県	91.6%	広島県	70.9%	鹿児島県	95.0%
埼玉県	91.8%	愛知県	90.8%	山口県	100.0%	沖縄県	92.5%
千葉県	90.0%	三重県	100.0%	徳島県	90.9%	合計	84.4%

(注)各都道府県管内の常時雇用労働者301人以上企業数に対する一般事業主行動計画策定届のあった常時雇用労働者301人以上企業数の割合を比較したもの

地方公共団体の行動計画の推進

- 市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、公表。(平成17年4月1日現在で、95%の市町村が行動計画を策定済み)
- 策定された行動計画を集計すると、以下のような子育て支援事業の拡充が盛り込まれている。

	平成16年4月	→	平成21年4月	子ども・子育て応援 プランの目標値
通常保育事業(保育所定員数)	198万人		212万人	215万人
放課後児童クラブ事業(クラブ数)	14,827か所		17,395か所	17,500か所
子育て拠点の設置 ・地域子育て支援センター(施設数) ・つどいの広場(か所数) ファミリー・サポート・センター(か所数)	2,876か所 2,720か所 156か所 370か所		6,214か所 4,520か所 1,694か所 852か所	6,000か所 4,400か所 1,600か所 710か所
一時・特定保育事業(保育所数) ショートステイ事業(施設数) トワイライトステイ事業(施設数) 病後児保育事業(施設数)	5,569か所 513か所 296か所 489か所(派遣型含む)		9,762か所 843か所 579か所 1,489か所(派遣型含む)	9,500か所 870か所 560か所 1,500か所
延長保育事業(保育所数) 休日保育事業(保育所数) 夜間保育事業(保育所数)	12,713か所 612か所 67か所		16,338か所 2,062か所 152か所	16,200か所 2,200か所 140か所

※平成16年度実績、平成21年度目標値とも、平成17年4月1日時点で行動計画を策定済みの2,314市町村分を集計したもの。11

企業の行動計画の策定と取組の推進

事業主の行動計画の策定(平成17年4月以降各都道府県労働局に届出)

大企業(従業員301人以上):義務付け〔平成17年9月末時点で10,507社(従業員301人以上企業12,450社の59.5%)が届出〕

中小企業(従業員300人以下):努力義務〔平成17年9月末時点で1,146社が届出〕

(国、地方公共団体の機関(特定事業主)も行動計画を策定し、公表)

一般事業主の認定

次の基準を満たす企業は厚生労働大臣の認定を受け、広告、商品、求人広告等に次世代認定マークを使用することができる

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- 4 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること
- 5 計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと
- 6 ①所定外労働の削減のための措置、②年次有給休暇の取得の促進のための措置、③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置、のいずれかを実施していること
- 7 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

次世代認定マーク

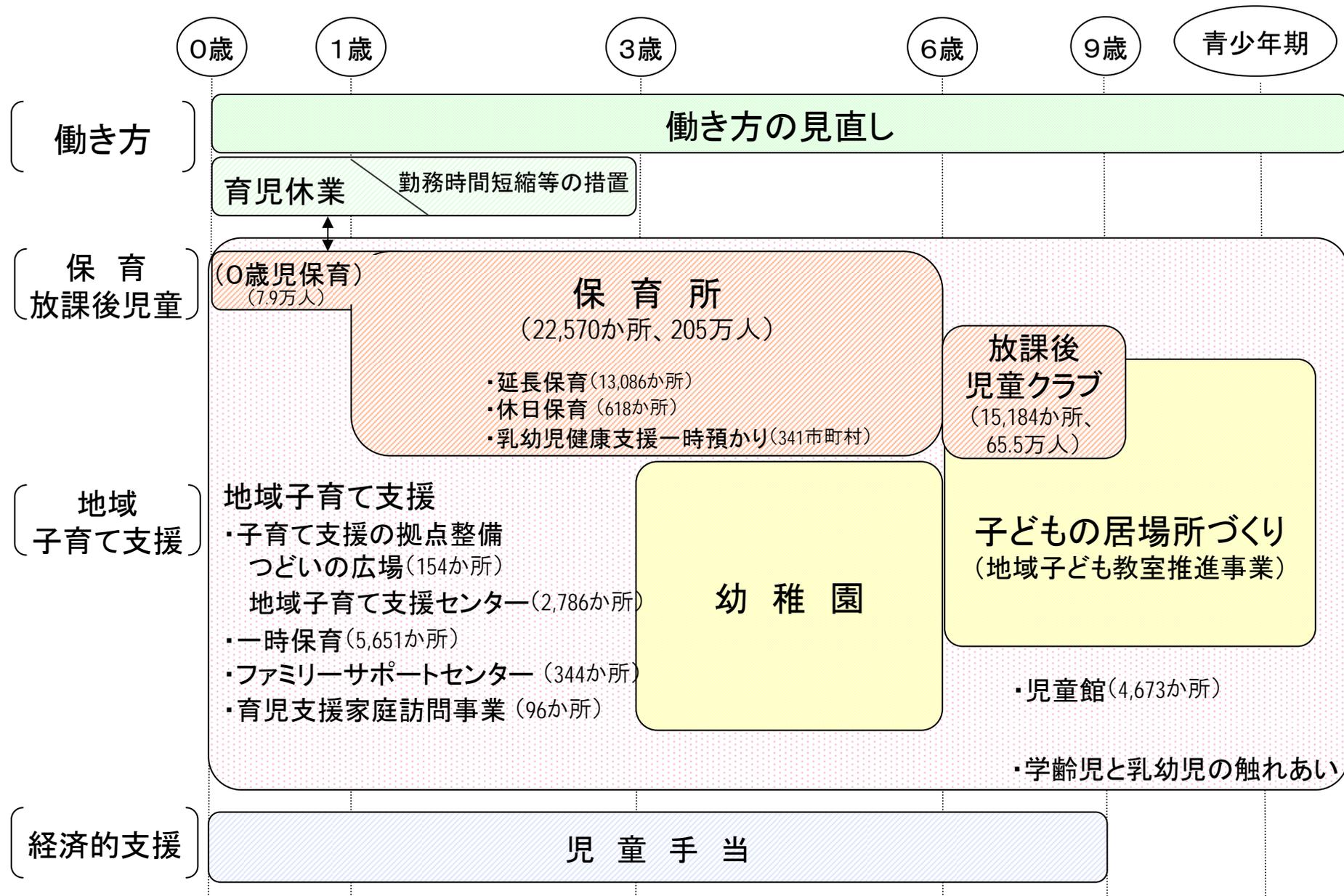


(既に届出のあった企業についてみると、約22%が認定申請の予定有りとしている。)

「子ども・子育て応援プラン」の目標

行動計画策定事業所割合:大企業100%、中小企業25% 認定企業数:計画策定企業の20%以上

子育て支援対策の展開



地域子育て支援の取組

○ 地域の子育て支援の拠点の整備

・ つどいの広場

公共施設内のスペースや商店街の空き店舗等を活用し、身近なところで子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、交流、相談、情報提供、講習等を実施

・ 地域子育て支援センター

保育所等に併設又は単独で設置されたセンターに保育士等を配置し、育児不安等についての相談指導、地域の子育てサークル等への育成支援等を実施

○ 一時保育

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時の保育等に対応

○ ファミリーサポートセンター

子育て中の労働者や主婦等を会員として地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを設置

○ 育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期の養育者に対する子育て経験者やヘルパー等の育児、家事の援助、養育困難な家庭に対する保健師、助産師等の専門的な家庭訪問支援